

会 議 記 録

| | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 会議名称 | 令和5年度第3回 杉並区公契約審議会 | |
| 日 時 | 令和5年12月19日（火）午前10時00分～午前10時23分 | |
| 場 所 | 中棟4階 第2委員会室 | |
| 出席者 | 委員 | 水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員 |
| | 区 | 総務部長、経理課長、営繕課長、契約総括係長、契約担当係長、契約係員 |
| 傍聴者 | 7名 | |
| 配布資料 | 資料1 令和6年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案） 資料2 公契約条例に関するアンケートについて | |
| 会議次第 | 1 開会 2 報告 (1) 人事委員会勧告の妥結内容について 3 議事 (1) 令和6年度の労働報酬下限額について 4 その他 (1) 公契約条例に関するアンケートについて (2) 今後の条例運用に向けた意見交換 5 閉会 | |

○会長 それでは、ただいまから第3回公契約審議会を開会いたします。委員の皆様には、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

 初めに、本日は全委員が出席しておりますので、条例に規定する定足数に達していることをご報告いたします。

 さて、本日は答申案について、工事又は製造の請負契約の熟練労働者・一人親方と見習い・手元等の労働者の労働報酬下限額、そして業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額を決定してまいりたいと存じます。

 まずは、事務局からご報告をお願いいたします。

○経理課長 はい。それでは、私のほうから労働報酬下限額のこれからのご審議に当たりまして、参考としていただく情報について提供をさせていただきたいと思えます。

 初めに、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について、他区の審議状況をご報告させていただきます。

 お手元の参考資料をご覧いただければと思えますが、一部誤植がございました。参考資料をおめくりいただきますと、1番「特別区における労働報酬下限額の審議状況について（工事又は製造の請負契約）」というページがあるかと思えますが、下のページ数が誤っておりまして、正しくは2ページ目となります。表紙を1ページとした場合の2ページ目となりますので、申し訳ございません。それでは、こちらの表についてのご説明をさせていただきます。

 杉並区を除く10区のうち、足立区、千代田区、北区、この3区に関しましては、具体的な割合、算出方法の情報提供を頂いているというところがございます。

 まず、足立区でございますが、熟練労働者・一人親方については、引き続き、設計労務単価の90%、見習い・手元等につきましては、今回70%から72%への変更という形となっております。

 続きまして、千代田区でございますが、今年度と同様に熟練労働者・一人親方については90%、見習い・手元等については、これまでと同様に設定をしていないという形となっております。

最後に、北区につきましても、今年度と同様に、熟練労働者・一人親方については引き続き90%、見習い・手元等についても引き続き70%となっていたというところでございます。

続きまして、業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額のご審議に係る人事委員会勧告の妥結内容、及び特別区における労働報酬下限額の審議状況について、併せてご報告をさせていただきます。

人事委員会勧告につきましては、労使交渉を経て11月に妥結をしております、初任給、それから若年層の給料月額並びにボーナス、こちらが勧告どおり引き上げることとなりました。

参考資料の3ページ目になりますが、2の会計年度任用職員（短時間・業務職）の1時間当たりの換算額、こちらをご覧ください。答申案の会計年度任用職員（短時間・用務）の1級30号給の改定状況につきましては、月額16万7,100円に改定されまして、改定率は3.9%となります。その結果、給料月額を1時間当たりに換算した場合、前回第2回の審議会でお示いたしました推計値と同額の1,231円となりました。

続きまして、3番の特別区における労働報酬下限額の審議状況（業務委託・指定管理協定）でございますが、先ほどの工事と同様に、足立区、千代田区、北区につきましては、具体的な金額について情報提供を頂いているというところでございます。

まず、足立区につきましては、区職員の初任給を設定の基礎としておりまして、下限額は1,219円と確認をしております。

次に、千代田区につきましては、区職員の初任給を設定の基礎としており、保健師など職種によって違いがございますけれども、一般の労働者につきましては1,200円というふうに確認をしているところでございます。

最後に、北区につきましては、会計年度任用職員の短時間・事務補助を設定の基礎としておりまして、1,191円と確認をしております。

残り7区につきましては、まだ正式に決定していない、あるいは、まだ未公表という状況と伺っております。

参考としまして、渋谷区と世田谷区、新宿区の3区につきましては、区職員の初任給を設定の基礎としておりまして、目黒区、江戸川区、中野区

の3区は、こちら会計年度任用職員を設定の基礎としております。

なお、下限額が公表されております足立区、千代田区、北区の3区との比較で申し上げますと、杉並区の下限額は最も高くなっておりますが、まだ公表されていない区の状況を、事務局が内々で聞いているところでは、杉並区を超える下限額が想定される区が複数あるというところが見受けられたところでございます。私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、次第3の議事に入りたいと思います。ただいまの事務局からの報告を踏まえまして、労働報酬下限額についての審議をしてみたいと存じます。前回の審議内容を踏まえた答申案を資料としてお配りいただいておりますので、これをベースに審議を行い、区に答申する労働報酬下限額を決定したいというふうに思います。

まず、1の工事又は製造の請負契約のうち熟練労働者・一人親方の労働報酬下限額については、前回の審議結果のとおり、各職種の公共工事設計労務単価の9割に、見習い・手元等についても同じく軽作業員の公共工事設計労務単価の7割に決定しておりますが、これではよろしゅうございませうでしょうか。

(異議なし)

○会長 ご異議がないようでございますので、この内容で決定いたします。

続きまして、2の業務委託契約と3の指定管理協定に係る労働報酬下限額については、前回の審議では、1時間当たりの単価を1,231円という推計値をもって答申案としたところでございました。先ほどご説明があったように、我々の推計値と結果として出ました改定値が同じだったようでございますが、改めて皆様のご意見を伺い、決定したいと考えております。ご意見いかがでございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

(異議なし)

○会長 はい。ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいというふうに思います。確認をしていきますと、令和6年度業務委託、指定管理協定の下限額は、会計年度任用職員の短時間業務職の1級30号給を参照し、1時間当たり1,231円とすることで、ご意見、よろしゅうご

ございますでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、これで答申の内容は全て決定いたしました。第1回からの議論を含めまして、委員の皆さん方の協力に感謝申し上げたいと思います。

決定した内容は、既にお配りしてある資料1の答申案どおりとなっておりますので、ここで、私のほうから答申案を確定版として読み上げ、正式な答申につきましては、後ほど事務局から委員の皆さんに配付していただくことにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 はい。それでは、資料1のページを1枚めくっていただいて、答申というところをご覧ください。読み上げます。

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額。

(1) 熟練労働者・一人親方。令和6年の東京都における47職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、
「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の47職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）。

令和6年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額。

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・用務）を参考に1時間あたりの単価を(1,231)円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額。

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 皆さんのこれまでの活発な議論の下、令和6年度における労働報酬下限額の答申内容を決定することができました。

それでは、続きまして、事務局から、次第、その他の内容についてご報告を頂ければと存じます。よろしくお願いたします。

○経理課長 はい。それでは、引き続き、私のほうから報告をさせていただきます。

まず、先ほどお使いしました参考資料の一番後ろのページですね、4ページ目をお開きください。4番の公契約条例の周知についてご説明をいたします。

まず、(1)の今年度の取り組みでございますが、例年実施をしております、事業者、労働者それぞれに向けた条例適用の案内に加えまして、今年度は周知ポスターの刷新、それから新たに周知カードというものを労働者向けに作成をさせていただきました。これによりまして、周知の強化を図ってきたところでございます。

次に、(2)来年度以降の取り組みに関しましては、この後ご説明をさせていただきます公契約条例に関するアンケート、こちらを通じた効果・検証等を踏まえまして、引き続き周知の徹底に務めてまいり所存でございます。

それでは、次に、公契約条例に関するアンケートの内容についてご説明をいたします。お手元の資料2番をご覧ください。

こちらは、令和2年の8月1日に公契約条例が制定されてから、はや3年が経過をいたしました。この間、今ご説明いたしました区の周知の取組に加えまして、事業者の皆様のご尽力もございまして、条例の定着が進んでいるものと存じます。

そこで、条例の定着度合い、それから労働環境の変化、こういったものはどういったものになっているのかというところを把握させていただき、今後の条例運用における検討の基礎資料とするために、今般、事業者向け、

それから労働者向け、双方のアンケートを実施することといたしました。

まず、調査対象でございますが、事業者におかれましては令和6年3月1日時点で履行中の特定公契約の受託者及び下請け、さらに再委託先とさせていただきます。労働者につきましては3月1日時点で履行中の特定公契約に係る業務に従事する方を対象といたします。

それでは、お手元の資料の別紙の1をご覧ください。別紙1は労働者用のアンケートでございます。主に、条例をどこまでご存じであるかということにつきまして、設問を作成しているところでございます。アンケートの途中で周知ポスターや賃金に含まれる手当に関する資料も掲載しておりますので、今回のアンケートを通して条例の周知が進むことも期待できるものと考えているところでございます。

続きまして、別紙2をご覧ください。別紙2は事業者用のアンケートでございます。労働者、再委託先、下請けなどへの周知状況ですとか、それから条例の適用における影響などを測る設問で構成しております。事業者向けにつきましては、設問が全部で20問程度でございますが、回答内容によってはその先の設問が回答不要となり、表示されないものもございまして、実際には10問程度に収まる構成となっております。

それでは、お戻りいただきまして、資料2の5番をご覧ください。回答方法につきましては、昨今、行政のDX化、ペーパーレス化推進等の観点から、今回は専用のアンケートページを用いたWeb回答での実施を予定しているところでございます。

ここで、本日は、操作イメージとして、労働者用のアンケートの操作イメージ動画を作成いたしましたので、画面のほうをご覧ください。

(動画上映開始)

○経理課長 ご覧いただいておりますように、基本的には選択肢から選んでいただくような設問になっておりますので、回答時間はおおむね二、三分程度を見込んでいただいております。今回は、事業者用の再生については割愛させていただきますが、そちらも選択肢から選んでいただくものを中心に作成しておりますので、このようなイメージということをご理解いただけたらと思います。

今、画面に出ているのはポスターでございます。ポスターを見ることによって、日給の額とかが確認できるような形になっております。給与等の中身の詳細についても資料を掲載しておりますので、なるべく皆さんが分かりやすい内容にしているところでございます。

以上でございます、ご視聴ありがとうございました。

(動画上映終了)

○経理課長 続きまして、同じく資料2の6番をご覧ください。

アンケートの配付方法につきましては、区からは特定公契約の受託者へ、アンケートページへのリンク先が掲載されたメール及び労働者用アンケートのQRコードが記載されたカードを送付いたします。それを受託者から下請け、再委託先へ配付していただく形となります。労働者の方には、各事業者からQRコードのカードを配付していただくことでアンケートができるような形となっております。

最後に7番の今後のスケジュールでございますが、来年の3月上旬にアンケートを実施いたしまして、4月中旬に回答を締め切ります。そして、5月以降に集計作業を行いまして、来年度の第1回公契約審議会での報告を予定しております。また、結果につきましては、審議会での報告後、区公式ホームページにも掲載する予定でございます。

以上がアンケートの概要説明となります。

なお、今回のアンケートにつきましては、初めてということもございませので、試行実施という形とさせていただきます、この結果を次回のアンケートの検討に生かしていければというふうに存じます。

アンケートについて何かご意見等ございましたら、ぜひ頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 はい。いかがでしょうか。

○委員 はい。意見ということではなくて、内容をさっき細かく見ていたところで大丈夫かなという確認ですが、労働者側のほうで、必須となっているところと必須が書いていないところがあるので、問題がないかというところの確認と、あと、労働者用のQ8の中で、公契約条例をどのように知りま

したかというところで、「その他」という項目がなくても大丈夫なのかなという一応確認でございます。

○経理課長 ありがとうございます。

前段の必須か必須でないかというところにつきましては、今のご指摘を踏まえまして、もう一度精査をさせていただいて、漏れがないようにさせていただきます。

また問いの8番、どのようにして知りましたかという設問についても、確かにそれ以外でも知った可能性というのはあるかと思っておりますので、そちらについても検討させていただいて、必要に応じて盛り込まさせていただきます。ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございました。

○経理課長 ありがとうございます。それでは、先ほどのご意見も踏まえまして、アンケートを後日実施させていただきますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、最後に、来年度に向けた課題などを、既に審議の過程でご意見を頂戴したのものもあるわけでございますが、この場で改めて、各委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 この間、何度も何年も言い続けてきておりますが、工事の軽作業員のところですね、軽作業員の仕事の内容をご覧いただいたこともありましたけれども、しっかり把握していただいて、本当に軽作業員なのか、軽作業員の70%でいいのだろうか、ここまで引き上げていただいたので、今年に関してはありがたいというふうには思っておりますけれども、千代田区のように、軽作業員ではなく、職種別の賃金にするのが一番いいのかなと私はずっと申し上げているとおりでございますので、ぜひ、次年度はこの辺のところを皆さんで検討していただけたらなと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 前回の審議会でも申し上げたんですけれども、私どもの業界では、やっぱり、来年の4月の働き方改革法の適用除外がなくなるということで、大変人手不足の中、実現できるかどうか、大変な挑戦をしているところでございます。来年4月以降の、我々受注者の工期の状況ですとかそういったところも、来年の審議会でご発言の機会が頂ければ、ご報告させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会長 はい。条例を改めて見ますと、労働環境というようなことも検討事項の中に、広義には含まれているようでございますので、ぜひ、来年度はそういう形で取り上げたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、閉会に当たしまして、事務局の白垣総務部長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○総務部長 はい。皆様、本当にお疲れさまでした。今年も12月中に答申を頂きまして、大変ありがとうございます。

今、ちょうど令和6年度の当初予算編成の佳境に入っておりますので、頂いた答申の内容を確実に予算に反映いたしまして、3月までに公共工事設計労務単価の確定を待って、具体的な数字として、告示、公表してまいりたいと思います。

また、今年度もいろいろ、今日も含めてご意見を賜りました。私どもとしても、引き続き下限額の在り方について研究をし、各区、各自治体の状況など、ぜひ、委員の皆様の審議の参考になる情報を早め早めにお出しできればと考えてございますので、ぜひ、来年についてもよろしく願いいたしたいと思います。

本当に本年もありがとうございました。引き続きよろしく願いします。

○会長 ありがとうございます。それでは、どうも、皆さん、よいお年をお迎えください。来年度もよろしく願いいたします。